

# 原案説明会に出席された 皆様のご意見やご質問

令和2年7月に「大谷口上町周辺地区地区計画（原案）及び板橋区国道254号線（川越街道）A地区沿道地区計画の変更（原案）説明会」を開催しました。説明会の中でいただいたご意見やご質問をご報告します。

説明会	大谷口上町周辺地区地区計画（原案）及び板橋区国道254号線（川越街道）A地区沿道地区計画の変更（原案）説明会
日時	令和2年7月6日（月）19時から20時 令和2年7月12日（日）10時から11時15分
場所	大谷口地域センター 2階洋室A
参加者	6日：9名 12日：9名（計18名）



説明会の様子

項目	ご意見やご質問の概要
建物の更新に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今現在建っている建物はそのまま、新たに建物を建てる際に適用されるルールか。</li> <li>・塀等も含め、周囲が建替え整備されてきて1軒だけ残っても次の建替えまで待つのか。</li> </ul>
合意形成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画道路1～3号は、拡幅にあたってある程度地権者の同意はとれているのか。</li> </ul>
地区計画の内容に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画道路6号と9～13号で一部拡幅とはどういうことか。</li> <li>・「土地利用の方針」と「高さの最高限度」をみると、中低層が7階程度、中高層が10～12階程度を意味し、今後住宅地区でも7階程度のマンション等が建つと考えたほうがよいのか。</li> <li>・「壁面の位置の制限」に該当しないものとして「自動車車庫（階数が2以上のもを除く）」とある。最近では一般住宅でも立体駐車場があるがこれはダメということか。</li> <li>・区画道路1～3号で建替え時1m後退部分は所有と課税についてはどうなるのか。区に提供するのに課税されるのはおかしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧大山小学校と交通公園の間の細い道路をなくして公園にするといううわさをきいたがどうなっているのか。</li> </ul>

**【問い合わせ先】**

板橋区都市整備部市街地整備課住環境整備計画グループ 03-3579-2562